

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付要綱

〔令和 7 年 3 月 2 1 日〕
要 綱 第 2 5 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、経済的な理由でエアコンを設置していない高齢者世帯に対し、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定め、夏季における熱中症による健康被害の予防を図ることを目的とする。

（助成対象世帯）

第 2 条 助成の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する世帯とする。

- (1) 八幡浜市に住所を有する 6 5 歳以上の者（申請年度において 6 5 歳に達する者を含む。）のみで構成される高齢者世帯で、現に居住していること。
- (2) 市民税均等割が課されていない者のみで構成される世帯であること。
- (3) 世帯の全員が市税等を滞納していないこと。
- (4) 居住している住宅において、エアコンがないこと。
- (5) 対象住宅が賃貸住宅の場合、賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ていること。
- (6) 過去において、この要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (7) 八幡浜市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 3 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

（助成対象機器及び助成金の額）

第 3 条 助成対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、エアコンを購入する前に、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) エアコンの購入及び設置に要する費用（以下「エアコン購入費」という。）が分かる見積書

(2) 市税等納付確認同意書（様式第 1 号別紙）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の申請期限は、当該年度の 9 月 3 0 日までとする。

ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

（訪問調査）

第 5 条 前条に規定する申請書を提出した申請者は、エアコンを購入する前に、エアコンを設置する予定の住宅について、市が実施する訪問調査（訪問看護師等による熱中症予防の啓発又は相談を含む。）を受けなければならない。

（助成金の交付決定）

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項に規定する申請書を受理し、及び前条に規定する訪問調査を実施したときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第 7 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、エアコンの設置が完了したときは、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) エアコン購入費に係る請求書又は領収書（商品名、購入日等の記載があるものに限る。）。ただし、特別な事情があると市長が認めたときは、添付を省略することができる。

(2) エアコンの本体及び室外機設置後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を確認の上、助成金の額を確定し、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金確定通知書（様式第 4 号）により交付決定者に通知する。

（助成金の交付）

第 9 条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた交付決定者は、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第12条 エアコン購入費の助成を受けた者は、適正な使用に努め、また、自らの責任において維持管理しなければならない。

2 エアコン購入費の助成を受けた者は、エアコンを譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分をしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象機器	助成金の額
次に掲げる要件を全て満たす機器（ただし、1世帯あたり1台までとする。） (1) 壁又は窓枠に固定して使用する新品のエアコン（ただし、市長が住宅の構造上、エアコンを壁又は窓枠に固定して使用することが困難であると認める場合は、この限りでない。） (2) 助成金の交付決定後、当該年度の10月31日までに、八幡浜市内の店舗又は事業者において購入し、設置するもの (3) 助成対象世帯を構成する者が自ら居住する住宅に設置するもの	エアコン購入費又は5万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数切捨て）。ただし、助成対象機器に係る保証料は助成対象から除く。

様式第 1 号（第 4 条関係）

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所
申請者 氏 名
T E L

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

購 入 機 器	
購入店舗及び所在地	店 舗 名 : 所 在 地 :
見 積 額	エアコン本体 : 円 設 置 工 事 : 円

申請者及び同居者氏名	生年月日	続柄	課税状況	滞納状況	エアコン
申請者	年 月 日		課・非	有・無	有・無
同居者	年 月 日		課・非	有・無	—
同居者	年 月 日		課・非	有・無	—
同居者	年 月 日		課・非	有・無	—
同居者	年 月 日		課・非	有・無	—

添付書類

エアコンの購入及び設置に要する費用が分かる書類
市税等納付状況等確認同意書

※太枠内は記入しないでください。

(様式第 1 号別紙)

市税等納付状況等確認同意書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 住所
氏名

下記の理由により、市において、私_____の世帯全員分の住民登録状況及び市税等納付状況に関する情報等について、必要な範囲で閲覧又は照会により確認することに同意します。

記

1 申請理由

- (1) 八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金の交付申請にあたり、同助成金交付要綱第 2 条各号に規定する助成対象要件の適否を明らかにするため。

第 年 月 日 号

様

八幡浜市長

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金について、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成金交付決定額 金 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所
申請者 氏 名
T E L

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金について、下記のとおりエアコン設置が完了しましたので、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

購入機器	
購入店舗及び所在地	店舗名： 所在地：
購入及び設置費用	円
設置完了日	年 月 日

添付書類

エアコン購入費に係る請求書又は領収書（商品名、購入日等の記載があるもの）
エアコンの本体及び室外機設置後の写真

第 年 月 号
年 月 日

様

八幡浜市長

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金については、八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

助成金交付確定額 金 _____ 円

様式第 5 号（第 9 条関係）

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

住所
氏名
T E L

八幡浜市高齢者世帯エアコン購入費助成金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店／支所 出張所
口座種別	普通預金 ／ 当座預金	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

添付書類

申請者名義の通帳の写し